

企業用資産の一般競争入札公告兼入札説明書

(令和7年1月7日付け公告分)

入札に参加される方は、この説明書、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

総務局財産経営部財産経営課等で実施している一般競争入札とは手続等が異なる箇所があるので、ご注意ください。

- 入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出する必要があります。(受付期間：令和7年1月7日(火)から令和7年2月7日(金)まで)
- 入札に関する用紙は必ず22ページから29ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、企業局財務部会計課まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県企業庁

企業局財務部会計課

企業局財務部財産管理課

目 次

	ページ
1 入札物件	1
2 入札に参加することができない者	1
3 契約を締結することができない者	1
4 入札参加申請	1
5 入札に関する質問及び質問に対する回答	2
6 物件の現地説明会	2
7 入札及び開札の日時及び場所	3
8 入札当日の持参品等	3
9 入札保証金	4
10 入札書の注意事項	5
11 開札	5
12 入札の無効	5
13 落札者の決定	6
14 再度入札	6
15 契約の締結	7
16 売買代金の支払方法、時期	7
17 所有権の移転、費用負担	7
18 契約に付する条件	7
19 その他の注意事項	7
20 入札結果の公表	8
21 問い合わせ先等	8
様式集	
「企業用資産売買契約書（案）」	9～16
企業用資産一般競争入札会場のご案内	17
物件調書	18～21
「企業用資産一般競争入札参加申請書」	22
「入札書」	23
「委任状」	24
「神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書」	25～27
「入札保証金納付書発行依頼書」	28
「入札保証金返還請求書」	29
記載例	30～32

1 入札物件

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行 2001 番、2003 番 1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚 183-4 の一部又は 183-5 の一部（D1-2 街区 3 画地）	—	2,100 m ²	準工業地域

参考価格 542,500,000 円

注1 予定価格の目安となる参考価格を表示しています。

売買物件は従前地ですが、参考価格は仮換地先を基に設定した価格です。

注2 物件の詳細については、本説明書記載の物件調書をご覧ください。

注3 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に企業用資産一般競争入札参加申請書（22 ページ）を提出する必要があります。

- (1) 提出期限

令和 7 年 1 月 7 日(火)から令和 7 年 2 月 7 日(金)まで（土・日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間

- (2) 提出書類(提出部数 1 部)

企業用資産一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)(用紙は必ず本説明書の 22 ページをコピーして使用してください。)申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

(3) 提出方法

提出書類を8ページ21(1)に記載の提出場所に直接持参により提出してください。

(4) 申請書の受付

提出書類の確認後、申請書に受付印を押し、その写しを渡しますので、入札当日に持参してください。

また、申請書受付後であっても、不正等が判明した場合は入札に参加することができませんので注意してください。

(5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請後、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により入札受付時までに辞退届(任意様式)を提出する必要があります。

5 入札に関する質問及び質問に対する回答

本入札に関する質問は、質問者名、所在地、担当者名、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記入のうえ、電子メールにて下記提出先あて送信してください。

なお、回答内容及びその他の内容修正等は、本説明書の追加・訂正として取り扱います。

(1) 受付期間

令和7年1月8日(水)午前9時から令和7年1月31日(金)午後5時まで

(2) 提出先

電子メールアドレス kigyoyouchi.ry6y@pref.kanagawa.lg.jp

※上記メールアドレス末尾.jpの前は、lg(エルジー)です。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、企業庁のホームページに掲載します。ただし、回答にあたっては、質問者名は記載しません。

(4) 回答期限

令和7年2月7日(金)

6 物件の現地説明会

物件の現地説明会は、次のとおり行います。案内地図は18ページからの物件調書をご覧ください。

物件名	日時	備考
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	令和7年1月21日(火) 午後3時から午後4時まで	駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮ください。 <u>参加される場合は、令和7年1月20日(月)の午後5時までに2ページ5(2)の提出先に記載したアドレスまで、次の事項を記載の上、電子メールによる連絡をお願いします。</u> 担当者名、参加者数、所在地、連絡先電話番号及び電子メールアドレス <u>参加の連絡がない場合は開催いたしません。</u>

※ 現地説明会は仮換地先(藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部(D1-2街区3画地))で行います。仮換地先は、いすゞ自動車株式会社に駐車場用地として貸付けているので、敷地外から御覧いただくかたちで説明を行います。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 **令和7年2月14日(金)**

受付開始時刻	受付締切時刻	入札開始時刻	開札開始時刻
午前9時	午前9時45分	午前10時	入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

注4 申請者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。

注5 受付締切時刻までに受付を済ませる必要があるため、時間に余裕をもってお越しください。

(2) 場所 **神奈川県庁新庁舎(横浜市中区日本大通1)**

みなとみらい線「日本大通り駅」県庁口出口からすぐ

(17ページの地図をご覧ください。)

受付 新庁舎10階 企業庁A会議室

入札 新庁舎10階 企業庁C会議室

受付締切時刻及び入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

注6 令和6年10月1日から、神奈川県庁舎(本庁舎、新庁舎、西庁舎、東庁舎)を利用するすべての方のセキュリティ対策として、各庁舎の出入口にセキュリティゲートを設置のうえ、QRコード付きの入庁証で入庁していただくこととなりました。

入庁方法の詳細については、次のホームページをご覧ください。

「県庁の入庁方法について」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter_new.html

8 入札当日の持参品等

(1) 企業庁に提出する書類

① **入札書**(用紙は必ず本説明書の23ページをコピーして使用してください。)

② **委任状**

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札する場合には委任状を持参してください。(用紙は必ず本説明書の24ページをコピーして使用してください。)

また、復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)が入札する場合には、前記の委任状のほかに代理人から復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)への委任状も必要となります。代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、用紙は同じく本説明書の24ページを使用しますが、事前に別途お問い合わせください。

③ **入札保証金納付書の領収書(企業庁発行の納入通知書兼領収書)の写し**

(4ページ 9 入札保証金 参照)

④ **入札保証金返還請求書**(落札しなかった場合に返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の29ページをコピーして使用してください。)

⑤ **神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書**(用紙は必ず本説明書の25~27ページをコピーして使用してください。開札後、落札候補者のみ提出してください。**(6ページ13 落札者の決定 参照)**)

⑥ 入札当日に出席する申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の身分を確認できるもの(運転免許証等)の写し

(2) 受付で提示する書類等

① 入札保証金納付書の領収書(企業庁発行の納入通知書兼領収書)の原本
(4ページ 9 入札保証金 参照)

② 入札当日に出席する申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の身分を確認できるもの(運転免許証等)。

③ 「企業用資産の一般競争入札参加申請書」の写し(企業庁の受付印が押印されたもの)。

(3) その他持参品

① 印鑑(提出書類に記載誤りがあった場合や、再度入札を直ちに実施する場合に必要となることがありますので、印鑑をお持ちください。)

- ・ 法人の代表者が入札する場合は、代表者の印鑑登録済の印鑑をお持ちください。
- ・ 個人で本人が入札する場合は、本人の印鑑登録済の印鑑をお持ちください。
- ・ 代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が入札する場合は、委任者本人の印鑑の持参は必要ありませんが、代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))は、ご自分の印鑑を持参してください。

② 筆記用具(ボールペン又は万年筆)

注7 入札会場への入室は、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の方のみとさせていただきます。

9 入札保証金

入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりですのでご注意ください。

(1) 28ページの「入札保証金納付書発行依頼書」(以下「発行依頼書」という。)に必要事項を記載後、封筒に入れ封印し、封筒の表に「物件名」、「申請者名(法人の場合はその名称)」及び「入札保証金納付書発行依頼書在中」と記載の上、8ページ 21(1)に記載の提出場所に直接持参又は郵送にて提出してください。発行依頼書を受領してから、原則として翌日の午後(受領日の翌日が土・日曜日、祝日に該当する場合は、受領日の翌々日となります。)までに、企業庁で納入通知書兼領収書(以下「納付書」という。)を発行しますので、直接受け取りに来られるか、郵送かを発行依頼書にて選択してください。郵送の場合は発送してから、実際に納付書が届くまでの期間を考慮のうえ、余裕をみて発行依頼書を提出してください。

(2) 受け取った納付書で入札当日の受付前までに取扱金融機関に納付してください。

入札保証金の納付は、納付書にある金融機関の領収印をもって確認しますので、入札当日の受付の際、領収書の原本を提示していただくとともにその写しを提出していただきます。

(3) 入札保証金の20倍までの額での入札参加となります。

(4) 入札保証金の還付請求は「入札保証金返還請求書」を入札当日の受付の際に提出してください。
(用紙は必ず本説明書の29ページをコピーして使用してください。)

注8 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。

(7ページ 16 売買代金の支払方法、時期参照)

注9 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入

札保証金は、企業庁に帰属することになります。

注10 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、企業庁が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振り込みます。(落札決定から3週間程度の日数を要します。)

10 入札書の注意事項

- (1) 入札書(用紙は必ず本説明書の23ページをコピーして使用してください。)に必要な事項をボールペン(消せるボールペンは不可)又は万年筆で記載し、記名(法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名)のうえ、所定の入札箱に投函してください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、売買物件(土地並びに土地に付随する工作物等)の合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正はできません。
- (3) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (4) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせ下さい。

11 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の面前で行います。ただし、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が開札に立会わない場合には、企業庁が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- (2) 開札後、有効な入札書について申請者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を読み上げます。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申請者の氏名(法人の場合はその名称)のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

12 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 入札保証金の20倍を超えた額で入札した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者、担当者氏名、責任者氏名又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の記名のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないもの、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上(複数者による共同所有を希望する場合を除く。)の代理をした者の入札
- (9) 委任状を提出しない代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))のした入札
- (10) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合し

た者の入札

- (11) 申請者、代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

13 落札者の決定

- (1) **企業庁の予定価格以上の価格で最高の価格**をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。ただし、最高の価格で同価の申請者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって決定します。(最高の価格で同価入札した者はすべて「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。)
- (2) 落札候補者は、入札当日持参した「神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書」を提出してください。
- (3) 落札候補者は、履歴事項全部証明書(法人の場合(日本国内に商業登記がない外国法人の場合)、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文)又は住民票(個人の場合)を、**原則として令和7年2月18日(火)の午後5時まで**に提出してください。

注11 提出書類は、入札日以後に発行されたものとしてください。

注12 **期限までに書類の提出がない場合は、落札候補者の入札を無効とします。**

- (4) 企業庁は警察本部に落札候補者、落札候補者の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定します。
一方、落札候補者、落札候補者の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。
- (5) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、企業庁の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

14 再度入札

- (1) 開札した結果、予定価格以上の価格の入札がない場合で、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が再度の入札を希望するときは、1回に限り直ちに再度の入札を行います。
なお、再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者に限ります。ただし、1回目の入札で無効な入札をした者は、再度入札に参加することができません。
- (2) 再度入札を行う場合には、1回目の入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなしますので、1回目の入札において、入札保証金の20倍の額で参加した者は、再度入札には参加できないこととなります。

15 契約の締結

落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の企業用資産売買契約書(案)(9~16ページ)により契約を締結しなければなりません。

16 売買代金の支払方法、時期

(1) 売買代金の支払い方法は、以下のとおりですが、落札者には改めて詳しく説明します。

売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を企業庁の発行する納付書により納付し、その後、企業庁の発行する納付書により指定する期日(納付書の発行日の翌日から起算して20日以内)に売買代金と契約保証金との差額を納付する方法

注13 入札保証金を契約保証金に充当できますので、契約締結日までに契約保証金との差額をご用意ください。

注14 契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、企業庁に帰属することになります。

17 所有権の移転、費用負担

- (1) 売買代金を完納したときをもって所有権移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、企業庁が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

18 契約に付する条件

売買代金は落札金額とします。

19 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。(添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままの引き渡しとなりますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (7) 地中埋設物調査は実施しておりません。物件調書に記載したもの以外の構造物などの地中埋設

物が発見され、土地利用に支障が生じても企業庁は契約不適合責任を負いません。

- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等について企業庁は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、補修・移設・撤去・再築造及びその費用負担等について、企業庁は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。企業庁ではこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

20 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を神奈川県企業庁ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

21 問い合わせ先等

- (1) 入札手続に関する問い合わせ先及び提出書類の提出場所
企業庁企業局財務部会計課出納グループ
住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎10階）
電 話：045-210-7047(直通)
- (2) 入札物件に関する問い合わせ先
企業庁企業局財務部財産管理課財産運用グループ
住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎10階）
電 話：045-210-7055(直通)

企業用資産売買契約書（案）

神奈川県公営企業管理者企業庁長 高澤 幸夫（以下「甲」という。）と<落札者>（以下「乙」という。）とは、次の条項により企業用資産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の企業用資産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。ただし、売買物件の仮換地先の土地に付随する工作物、祠等の価格は0円とする。

（売買代金の納入）

第3条 乙は、前条の売買代金から入札保証金として納入済の金<入札保証金額>円を控除した額<落札金額－入札保証金額>円を甲の発行する納入通知書によりこの契約締結の日に神奈川県企業庁出納事務取扱店又は神奈川県企業庁収納事務取扱店（以下「出納事務取扱店等」という。）に納入するものとする。

2 前項に定める金額を完納したときに、入札保証金を甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第4条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに出納事務取扱店等に納入するものとする。

（所有権移転時期）

第5条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第3条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の囑託）

第6条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、第5条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

（特約条項）

第8条 売買物件について、藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の換地処分に伴う清算金は、乙に帰属するものと

する。

- 2 売買物件は、土地区画整理事業地内に所在するため、仮換地指定通知書に基づいて売買するものであり、換地処分の結果、面積が仮換地指定通知書記載内容と相違した場合、また、仮換地指定の取消、再指定の的行われた場合であっても、甲及び乙は、互いに売買代金の増減の請求、売買契約の取消、その他何等の異議を申し立てないものとする。

(危険負担)

- 第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

- 第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)までに該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(契約の条件)

- 第12条 乙は、売買物件の仮換地先内に存する祠について、維持管理の責任を負うものとする。また、乙は本売買物件の購入後、第三者に売買物件を譲渡する場合、本件契約条件を第三者に引継ぐものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

- 第13条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

- 第14条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第11条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第13条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反したとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第18条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第19条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第20条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第21条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第22条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第23条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の

うえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 高澤 幸夫

乙 住所
氏名

別表

物件目録

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

所在地	地目	登記面積	備考
藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	備考
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	—	2,100 m ²	付随する工作物、祠等一式

企業用資産売買契約書（案）

神奈川県公営企業管理者企業庁長 高澤 幸夫（以下「甲」という。）と<落札者>（以下「乙」という。）とは、次の条項により企業用資産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の企業用資産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。ただし、売買物件の仮換地先の土地に付随する工作物、祠等の価格は0円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金額>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納入通知書により神奈川県企業庁出納事務取扱店又は神奈川県企業庁収納事務取扱店（以下「出納事務取扱店等」という。）に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金<入札保証金額>円は入札保証金から充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は第12条により甲が解除権を行使したときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金●●●●円を甲の発行する納入通知書により指定する期日までに出納事務取扱店等に納入するものとする。

2 前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに納入するものとする。

（所有権移転時期）

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第4条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第6条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

(特約条項)

第9条 売買物件について、藤沢都市計画事業北部第二(三地区)土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の換地処分に伴う清算金は、乙に帰属するものとする。

2 売買物件は、土地区画整理事業地内に所在するため、仮換地指定通知書に基づいて売買するものであり、換地処分の結果、面積が仮換地指定通知書記載内容と相違した場合、また、仮換地指定の取消、再指定の手続が行われた場合であっても、甲及び乙は、互いに売買代金の増減の請求、売買契約の取消、その他何等の異議を申し立てないものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)までに該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(契約の条件)

第13条 乙は、売買物件の仮換地先内に存する祠について、維持管理の責任を負うものとする。また、乙は本売買物件の購入後、第三者に売買物件を譲渡する場合、本件契約条件を第三者に引継ぐものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第14条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第12条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第14条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反したとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第19条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第20条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第21条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第22条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第23条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第24条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 高澤 幸夫

乙 住所
氏名

別表

物件目録

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

所在地	地目	登記面積	備考
藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	備考
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	—	2,100 m ²	付随する工作物、祠等一式

企業用資産一般競争入札会場のご案内

(令和7年1月7日付け公告分)

【日 時】 令和7年2月14日(金)

【場 所】 神奈川県庁 新庁舎 10階

【受 付】 企業庁 A会議室 9:00から9:45まで

【会 場】 企業庁 C会議室 10:00開始

- 住 所 横浜市中区日本大通1
- 交 通 みなとみらい線「日本大通り駅」県庁口出口からすぐ
JR／横浜市営地下鉄「関内駅」から徒歩約10分
- 問合せ先 045-210-7055(直通)
(企業庁 企業局 財務部 財産管理課)



※ 令和6年10月1日から、神奈川県庁舎（本庁舎、新庁舎、西庁舎、東庁舎）を利用するすべての方のセキュリティ対策として、各庁舎の出入口にセキュリティゲートを設置のうえ、QRコード付きの入庁証で入庁していただくこととなりました。
入庁方法の詳細については、次のホームページをご覧ください。

「県庁の入庁方法について」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter_new.html

物 件 調 書

物 件 名	藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地					
所 在 地	藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内					
	従前地 藤沢市円行2001番、2003番1					
	仮換地先 藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（※） （D1-2街区3画地） ※ 現時点での仮換地先の換地処分が完了した際に割り当てられる可能性の地番を記載					
地 積	従前地 2,209 m ² 仮換地先 2,100 m ²	仮換地先 形 状		概ね正方形		
<p>売却物件は従前地ですが、使用収益権があるのは仮換地先となります（すでに仮換地指定通知及び使用収益開始通知を受けています。）。</p> <p>以下の情報は、現時点での仮換地先である藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）の情報を記載しています。特に断りがない限り、敷地は仮換地先の敷地を指します。</p>						
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・南側で幅員約8mの道路（建築基準法第42条第1項第2号道路）とほぼ等高（ただし、敷地平坦部と道路で高低差が約1m60cmあります。）で約46m接道しています（接道する長さは、隅切り部分を除いた直線距離）。 ・東側で幅員約8mの道路（建築基準法第42条第1項第2号道路）とほぼ等高（ただし、敷地平坦部と道路で高低差が約1m60cmあります。）で約40m接道しています（接道する長さは、隅切り部分を除いた直線距離）。 ・西側で幅員約25mの石川下土棚線（建築基準法第42条第1項第2号道路）の歩道と高低差約70cmからほぼ等高に約40m接道しています（接道する長さは、隅切り部分を除いた直線距離）。 					
法 令 に 基 づ く 制 限	市街化区域					
	都 市 計 画 法 ・ 建 築 基 準 法	用 途 地 域	準工業地域			
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	そ の 他 規 制	建築基準法第22条区域等（詳細は藤沢市にお問合せ下さい。）				
	文 化 財 保 護 法	埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 域 の 有 無	無			
そ の 他 の 法 律	規制に係る詳細は藤沢市等の関係機関にお問合せ下さい。					
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	無		供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	可
	負 担 の 内 容				上 水 道	可
					下 水 道	可
					都 市 ガ ス	可
交 通 機 関	鉄 道 ・ バ ス	小田急線、横浜市営地下鉄線、相鉄線「湘南台駅」から北西方面に約960m（直線距離）				

○藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内にある企業用資産の売却になります。売買物件は従前地ですが、使用収益権があるのは仮換地先となります。

○売買物件について、藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の換地処分に伴う清算金は、買主に帰属するものとします。（売買契約書第8条第1項（契約時全額払用）又は第9条第1項（契約保証金払用）に記載）。

○売買物件は、土地区画整理事業施行地区内にあるため、仮換地指定通知書に基づいて売買するものであり、換地処分の結果、面積が仮換地指定通知書記載内容との相違が生じること、その他、仮換地指定の取消、再指定の手続が行われた場合であっても、売主及び買主は、互いに売買代金の増減の請求、売買契約の取消、その他何等の異議を申し立てないものとします（売買契約書第8条第1項（契約時全額払用）又は第9条第1項（契約保証金払用）に記載）。

○令和7年2月28日（金）まで、仮換地先をいすゞ自動車株式会社に駐車場用地として貸付けています。貸付期間満了に伴う原状復旧作業により、売買代金完納に伴う売買物件の引渡し時に、仮換地先が現状と異なる場合があります。

○上水道は、西側歩道に150mm配水管が、南側道路及び東側道路に100mm配水管が敷設されています。

○下水道については、西側に雨水管（500mm）及び汚水管（200mm）が、東側に雨水管（250mm）及び汚水管（200mm）が敷設されています。

○ガスは、西側歩道に低圧200mmの管が、南側道路及び東側道路に低圧75mmの管が敷設されています。

○敷地の南東側部分で、隣接地の電柱に架かる電線の一部が敷地へ近接して設置されています。現状での引渡しとなりますので、仮に当該電線が越境していた場合、移設・撤去等の費用負担、隣接地権者等との交渉等について、売主である企業庁では対応しません。

○現状での引渡しのため、敷地の除草、伐採、その他費用負担等について、売主である企業庁では対応しません。

○敷地内は高さ約1mのプラスチック製フェンス及びフェンスを支える単管パイプで囲っています。高低差がある箇所は、防草シートで覆われています（高低差がある箇所のうち、敷地北東部の一部には、土のうを設置しています）。これらを含めて現状での引渡しとなりこれらの工作物の補修、改修、撤去、再築造、その他費用負担等について、売主である企業庁では対応しません。

また、敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・砕石・切株等が見つかった場合でも、撤去及びその他費用負担等について、売主である企業庁では対応しません。

敷地は概ね平坦ですが、敷地平坦部と道路では、敷地西側で約70cmの高低差が、敷地の南側及び東側で約1m60cmの高低差があります。

○敷地南東側の隅に祠があります（祠の高さは約1m50cm、祠を設置しているスペースは間口約1m、奥行き約1m50cm）。

当該祠は、従前地である藤沢水道営業所旧湘南台支所の用地を企業庁が取得した際、当該地にあったもので、水神様を祀ったものとされています。藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業に伴い、当該祠を仮換地先に移設しました。

買主は、土地取得後、当該祠の維持管理の責任を負う旨、契約書上で契約の条件としています。また、買主は本売買物件の購入後、第三者に売買物件を譲渡する場合、本件契約条件を第三者に引継いでいただく旨を併せて記載しています（売買契約書第12条（契約時全額払用）又は第13条（契約保証金払用）に記載）。

○本敷地（従前地及び仮換地先）の土壤汚染調査は実施していません。

○本敷地（従前地及び仮換地先）の地耐力調査は実施していません。

○本敷地（従前地及び仮換地先）の地中埋設物調査は実施していません。

○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。

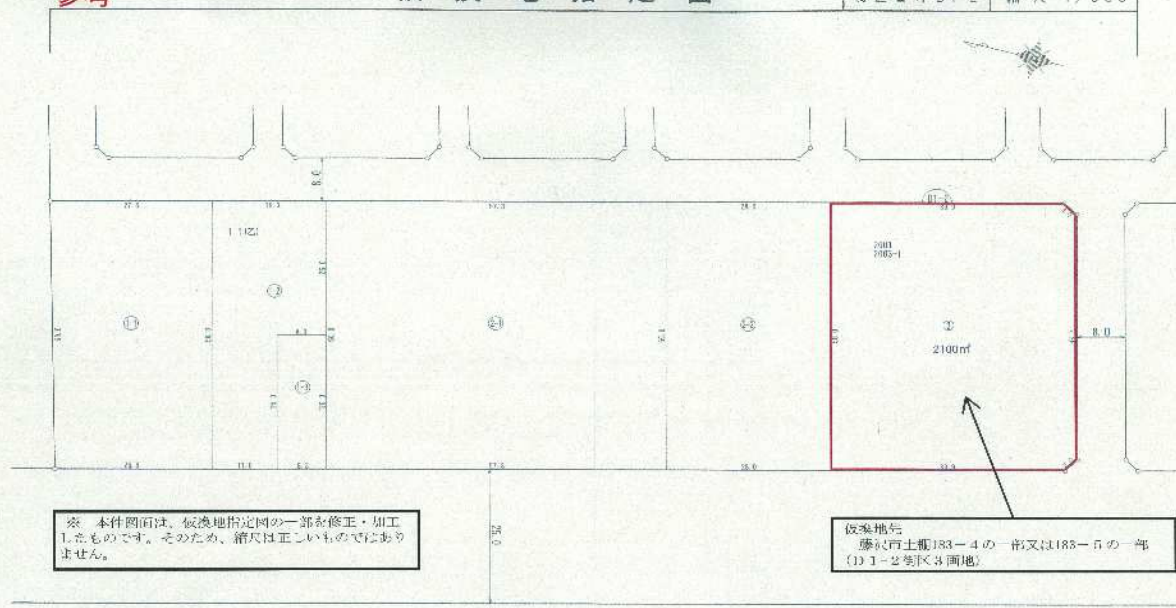
○土地区画整理事業を施工する土地の区域での建築行為等の制限（土地区画整理法第76条第1項等）やその他規制に係る詳細については、藤沢市にお問合せ下さい。

仮換地指定図

参考

仮換地指定図

街区番号 D1-2 縮尺 1/500



※ 本件図面は、仮換地指定図の一部を修正・加工したものです。そのため、縮尺は正しいものではありません。

仮換地号
藤沢市土積183-4の一部分又は183-5の一部分
(1)1-2等区3画地

(注) 1. 地積は1平方メートル未満省略。
2. 欄内の距離は1センチメートル未満省略。

藤沢市計画事業 北相第二(二地区)土地区画整理事業 施行者 藤沢市

指定箇所

企業用資産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者	住所			
	(ふりがな) 氏名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)			
担当者・責任者	担当者氏名			
	電話		ファクシミリ	
	責任者氏名			
	電話		ファクシミリ	

※ 押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先（電話・ファクシミリの番号）を明記してください（同じ場合は「同上」と記載）。

企業用資産の一般競争入札（令和7年1月7日付け公告分）に参加したく、申請します。
 なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、企業用資産売買契約書(案)及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

【入札参加物件】

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区の次の物件
 売買物件（従前地）

物 件 名	所 在 地	地 目	登 記 面 積	用 途 地 域 等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所 在 地	地 目	仮換地先面積	用 途 地 域 等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	-	2,100 m ²	準工業地域

(注)

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

代理人 住所

氏名

金 額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	-	2,100 m ²	準工業地域

「企業用資産の一般競争入札説明書（令和7年1月7日付け公告分）」の記載内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

（注）

- ① 必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載してください。
- ② 入札金額は、入札書に右詰めで、物件（土地並びに土地に付随する工作物等）の合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- ③ 事由のいかに関わらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ④ 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 企業用資産の一般競争入札に関する一切の権限
- ・ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）の選任に関する権限

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	—	2,100 m ²	準工業地域

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

委任者 住所

氏名

(注)

- ① 委任者（申請者）が連名になる場合は、事前に別途お問い合わせください。
- ② 代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、すべての委任状が必要となります。詳細については事前に別途お問い合わせください。

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

令和 年 月 日

今般、企業用資産の一般競争入札に参加するにあたっては、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条 2 号から 5 号までに該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県企業庁が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行 2001 番、2003 番 1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚 183-4 の一部又は 183-5 の一部（D 1-2 街区 3 画地）	—	2,100 m ²	準工業地域

2 申請者 住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名 連絡先

責任者氏名 連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

入札保証金納付書発行依頼書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

令和7年1月7日付け公告分の「企業用資産の一般競争入札」に参加したいので、次により入札保証金の納付書を作成してください。

なお、入札保証金の納付書の受け取り方法は、（ 直接受取 ・ 郵送 ）によります。

納付する入札保証金の金額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件
売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	-	2,100 m ²	準工業地域

（注）

- ① 入札保証金の金額は入札金額の100分の5以上となります。つまり納付した入札保証金額の20倍までの額が入札できる限度額です。再度入札となった場合には、納付した入札保証金の20倍までの額での入札参加となりますので、入札保証金納付書発行依頼書を提出する際には、金額にご注意ください。
- ② 金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ③ 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

金 _____ 円

ただし、令和7年1月7日付け公告の「企業用資産の一般競争入札」の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

入札保証金還付時の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫							支店
預金種別	普通	当座	その他					
口座番号（右詰め）								
フリガナ								
口座名義人								

(注)

- ① 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札書

記載例（申請者が入札する場合）

企業用資産の一般競争入札
参加申請書と同じ住所、氏名

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通〇

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇

担当者氏名 〇〇 △△ 連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

責任者氏名 〇〇 ×× 連絡先 045-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

代理人 住所

氏名

金 額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	—	2,100 m ²	準工業地域

「企業用資産の一般競争入札説明書（令和7年1月7日付け公告分）」の記載内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

（注）

- ① 必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載してください。
- ② 入札金額は、入札書に右詰めで、物件（土地並びに土地に付随する工作物等）の合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- ③ 事由のいかんに関わらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ④ 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札書

記載例（代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む））が入札する場合）

企業用資産の一般競争入札参加申請書と同じ住所、氏名

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通〇

氏名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇

担当者氏名 〇〇 △△ 連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

責任者氏名 〇〇 ×× 連絡先 045-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

代理人 住所 神奈川県〇〇市××-□

「委任状」の代理人と同じ住所、氏名

氏名 △△ ××

金額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

物件名	所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢水道営業所旧湘南台支所跡地	藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	-	2,100 m ²	準工業地域

「企業用資産の一般競争入札説明書（令和7年1月7日付け公告分）」の記載内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

（注）

- ① 必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載してください。
- ② 入札金額は、入札書に右詰めで、物件（土地並びに土地に付随する工作物等）の合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- ③ 事由のいかに関わらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ④ 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

委任状

代理人 住所 神奈川県〇〇市××-□氏名 △△ ××

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 企業用資産の一般競争入札に関する一切の権限
- ・ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）の選任に関する権限

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の次の物件

売買物件（従前地）

所在地	地目	登記面積	用途地域等
藤沢市円行2001番、2003番1	水道用地	2,209 m ²	第一種住居地域及び第二種住居地域

上記売買物件の仮換地先（土地区画整理事業地内）

所在地	地目	仮換地先面積	用途地域等
藤沢市土棚183-4の一部又は183-5の一部（D1-2街区3画地）	—	2,100 m ²	準工業地域

令和 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

委任者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通〇氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

(注)

- ① 委任者（申請者）が連名になる場合は、事前に別途お問い合わせください。
- ② 代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、すべての委任状が必要となります。詳細については事前に別途お問い合わせください。